

中北地域保健医療推進委員会設置要綱

(目的)

第1 地域の住民の健康、適正な医療供給体制の確保等、中北保健所所管の保健・医療等の行政を総合的、計画的に推進することを目的として中北地域保健医療推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(地域)

第2 推進委員会の地域は、中北医療圏の区域とする。

(推進委員会の名称)

第3 推進委員会の名称は、次のとおりとする。

中北地域保健医療推進委員会

(所管事項)

第4 推進委員会は、第1の目的を達成するため次に掲げる事項について検討及び協議するとともに、必要な連絡調整をし、事業を行う。

- (1) 地域保健医療計画に関すること
- (2) 救急医療及びへき地医療対策に関すること
- (3) 医療資源の共同利用等医療の供給体制に関すること
- (4) 市町村保健計画に関すること
- (5) 地域の保健指導等に関すること
- (6) 介護保険関連業務に関すること
- (7) 休日・夜間急患診療体制整備費補助金に関すること
- (8) その他地域内の保健、医療等の充実、向上に関すること

(組織)

第5 推進委員会は、特別な事情がある場合を除き、委員26人以内で組織する。

2 推進委員会において、特別の事項を検討及び協議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから知事が、委嘱又は任命する。

- (1) 地域内市町村の代表者
- (2) 関係行政機関の代表者

(3) 保健、医療関係団体の代表者又は職員

(4) 福祉関係団体の代表者又は職員

(5) 医療施設の代表者又は職員

(6) 社会福祉施設の代表者又は職員

(7) 学校の代表者又は職員

(8) 事業所等の代表者又は職員

(9) 学識経験者

(10) その他、保健、医療関係事業等の推進に関して必要と認める者

4 委員がやむを得ないと認められる理由により欠席となるときは、代理に権限を委譲することが出来る。

(委員の任期)

第 6 推進委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

2 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 7 推進委員会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 1名

監 事 2名

2 会長は、委員の互選による。

3 副会長及び監事は、会長が委員の中から指名する。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 監事は、会計を監査し、推進委員会に報告する。

(会議)

第 8 推進委員会は、会長がこれを招集し、議長となる。

2 推進委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聞くことができる。

3 推進委員会は、必要に応じて専門委員会を開催することができることとし、専門委員会の委員は、推進委員会の委員の中から会長が指名する。

(事務局)

第9 推進委員会の事務局は、中北保健所に置く。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、推進委員会に諮って会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(決算等に係る経過措置)

2 平成18年3月31日まで、旧甲府保健所、旧小笠原保健所、旧韮崎保健所、に設置されていた各地域保健医療推進委員会に係る平成17年度決算等の事務及び各地域保健医療推進委員会が保有する財産については、中北地域保健医療推進委員会が承継する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月25日から施行する。